

「愛媛県議会議員選挙に係る啓発事業委託業務」 企画提案コンペ募集要項

1 目的

愛媛県議会議員選挙に際し、統一的なコンセプトのもとで、県民の選挙に対する関心を高め、広く有権者に投票参加をPRするとともに、近年執行選挙における長期的な投票率の下落傾向を踏まえ、若年層及び子育て世代への啓発を重点的に実施することにより、将来にわたり持続的な投票率の向上を図ることを目的として、これら各種啓発事業の企画・制作等の業務を委託すべき事業者を選定するため、企画提案コンペを実施する。

2 委託業務の概要

- (1) 統一コンセプト、キャッチフレーズ、デザイン等の選定、企画
- (2) 仕様書にて指定する広告の実施及び啓発媒体の作成
- (3) その他若年層及び子育て世代をメインターゲットとする啓発効果の高い事業等の企画・提案

- 3 委託業務の実施期間 契約締結の日から令和5年5月31日まで
(啓発実施期間：告示日から選挙期日の翌日まで)

- 4 委託料上限額 5, 143千円(消費税等相当額を含む。)

5 参加資格

- (1) 愛媛県内に本件委託業務の実施及び管理に従事する者が常駐する事務所(本社、支社、営業所)を有すること
- (2) 令和2・3・4年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有する者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 啓発事業企画書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと
- (5) 啓発事業企画書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

6 参加の申込み及び啓発事業企画書等の提出

(1) 参加申込

参加しようとする者は、参加申込書(様式1)を愛媛県総務部総務管理局市町振興課宛てにメール又はFAXにて提出すること。

参加申込期限：1月19日(木)午後5時

メール	senkyo@pref.ehime.lg.jp
FAX	(089) 912-2209

(2) 説明事項の配布

(1)の参加申込をした者(以下、「参加業者」という。)を対象として、啓発事業企画書等の作成及び提出に係る説明事項を配布する。

(3) 啓発事業企画書等の作成及び提出

参加業者は、別紙企画提案仕様書に基づき次に掲げる書類を作成し、提出する。

ア 提出期限 令和5年2月8日(水) 午後5時(必着)

イ 提出書類 ①啓発事業企画書(1案とする。)

・制作意図、実施体制、スケジュール等を含むものであること。

・本件委託事業の内容に類する受託実績がある場合は、実施年度、発注者、事業の概要、契約金額を記載すること。

②必要経費見積書

・消費税等相当額は外税表示とする。

③参加資格を満たすことの誓約書

・様式2によること。

ウ 規格等 A4版(様式等は任意とする。)

エ 提出部数 ①は7部、②・③は1部

オ 提出先 愛媛県総務部総務管理局市町振興課(郵送又は持参)

7 審査会の開催及び委託業者の決定

(1) 参加業者については、別に開催する審査会において、啓発事業企画書等の詳細な内容を説明すること。なお、各参加業者の説明の順番は、6(1)の参加申込書の受付締切後、事務局がくじにより決定する。

(2) 審査会の開催日時、場所及び各参加業者の説明の順番は、各参加業者に後日連絡する。なお、審査会においては、各参加業者の割当時間は計25分(説明:15分、質疑応答10分)とする。

(3) 当該審査会における審査を経て、最も優れた内容を提案した者を委託業者として選定する。

(4) 選定された業者については、県及び県選挙管理委員会と詳細な打合せを行った後、委託契約を締結する。この際、打合せ結果に基づき企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(5) 審査会の結果については、採用の有無に関わらず、後日、すべての参加業者に書面により通知する。なお、個別の審査内容についての照会には応じない。

8 その他

(1) 次に掲げる者の提出した啓発事業企画書等については、無効とする。

○啓発事業企画書等を所定の期日及び場所に提出しなかった者

○当該企画提案コンペに関する諸条件又は予め指示した事項等に違反した者

(2) 啓発事業企画書等の作成及びこれに係る附帯作業に要する経費等については、すべて参加業者の負担とする。

(3) 提出された啓発事業企画書等については、参加業者に返却しない。

(4) 当該企画提案コンペに関する質問事項等については、FAX又はメール送信により行うこと。

メール	senkyo@pref.ehime.lg.jp
FAX	(089) 912-2209